

大阪市民病院機構業務委託契約総合評価一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下、「法人」という。）が発注する業務委託において、価格および技術並びに公共性等の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務委託)

第2条 総合評価落札方式による入札を適用する業務委託は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格 1,500 万円以上の病院清掃業務委託契約
 - (2) (1)を除き、総合評価落札方式により落札者を決定した方が法人にとって有利であると認められる契約
- 2 前項の規定により総合評価落札方式による入札を適用する契約は、総合評価一般競争入札評価会議（以下「評価会議」という。）の審議を経て落札者決定基準の決定等を行うものとする。

(入札公告)

第3条 契約担当者は総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、あらかじめ次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式の適用の旨
- (2) 落札者決定基準
 - ア 評価項目
 - イ 評価基準
 - ウ 配点
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 提出を求める技術提案書及び提出方法
- (5) その他（技術提案書の様式等）

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとし、評価会議の審議を経て定めなければならない。

(落札者の決定方法等)

第5条 入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対して、法人が提示する技術提案についての評価項目に関する技術提案書を求め、予め設定した評価基準に基づき採点し、その技術的評価点の合計と、入札価格を点数化した価格評価点の合計点が最も高い企業を落札候補者とする。

評価点の算定は次のとおりとする。

評価点 = 価格評価点 + 技術的評価点 + 公共性評価点

- (1) 評価点の基準点は案件毎に定める。
- (2) 価格評価点と技術的評価点および公共性評価点の合計の比率は、案件毎に定める。
- (3) 価格評価点は、低入札価格調査基準価格の点数を基準とし予定価格以上を 0 点とする。
- (4) 価格評価点は、次のとおり算定する。
価格評価点 = 価格評価点に配分された基準点 × (予定価格 - 入札価格) / (予定価格 - 低入札価格調査基準価格)
ただし、小数点以下は切り捨てるものとする。
- (5) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札であったものを評価の対象とする。
ただし、開札の結果、評価対象者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- (6) 入札価格は消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。
- (7) 評価点の合計が最も高いものが 2 者以上存在する場合は、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。決定方法は次のとおりとする。
 - ① 同点落札候補者となった場合にあっては、担当者がその旨を当該者に明確に伝え、同点落札候補者にくじ引きを行わせる。
 - ② 当該者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせることができる。
 - ③ 担当者は、くじ（落札候補者の順位を決定するため、紙に当該者と同数の直線を引き、「1、2、3、・・・」と表示を行い、これを折りたたんだもの）を作成する。
 - ④ くじ引きはじゃんけんでは順番を決め、所定の欄に記名押印させた後、担当者は速やかにくじの開封を行う。
結果が決まれば、互いに確認を行い、互いのくじに確認印を押印する。
 - ⑤ 入札執行官は、くじ結果の確認を行い、くじに確認印を押印する。
 - ⑥ 担当者は、順位の発表を行う。
- (8) 前号の規定に関わらず、電子入札の場合にあっては、評価点の合計が最も高いものが 2 者以上存在する場合は、法人電子入札システムによるくじにより落札候補者を決定する。

(技術提案の審査等)

第 6 条 技術提案の審査は、評価会議において行う。

- 2 評価会議は、必要があると認めるときは提案者に対し、技術提案の内容についてヒアリングを実施することができる。

(責任の所在等)

第 7 条 受注者は、技術提案に係る内容の適正な履行について、責任を負う。

- 2 受注者が技術提案に係る内容を履行することができなかつた場合は、再度の履行義

務を課すとともに、その態様、程度に応じて次に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 悪質な行為があると認められる場合、契約の解除及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置等の措置を講ずる。

(技術提案にかかる違約金)

第8条 前条第2項に定める措置のほか、受注者が技術提案等に係る内容を履行できなかった場合で法人が再度履行を認めない場合は、受注者から違約金を徴することができる。ただし、やむを得ないと認められる場合その他別に定める場合はこの限りでない。

(契約書等への明記)

第9条 前2条の規定については、特記事項として、入札説明書及び契約書に明記するものとする。

(技術提案の保護)

第10条 技術提案については、以後の業務委託において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(秘密の保持)

第11条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

この要領は、平成28年11月1日から施行する。